

均等待遇・均衡待遇とは？

パート・アルバイトの方などの 定着向上のために



**参加
無料**

日時 平成30年**11月20日(火)** *名刺を1枚ご用意お願いいたします。
13:40～受付開始
14:00～15:00 セミナー
15:00～16:00 グループコンサルティング

会場 **AER28階 エル・ソーラ仙台 大研修室** 仙台市青葉区中央1-3-1
仙台駅西口すぐ

定員 **30名**(1社1名まで) **対象** 起業家、経営者、企業の労務・人事・総務担当者
*先着順となります。 *途中退席の方のお申込みは、ご遠慮申し上げます。

お申込み方法 セミナーのお申込みは、HP、FAX、電話、Eメールにて承ります。
①お名前、②連絡先(ご住所、電話番号、Eメール)、③所属(会社名、役職名など)をご連絡ください。
*FAXでお申込みの際は、下記のFAX申込書をご利用ください。

セミナー概要

働き方改革の中、正社員とパートタイマーなど非正規社員との待遇について、差別的取扱いを禁止する均等待遇と、不合理な待遇差を禁止する均衡待遇が企業に求められています。今回のセミナーでは、社会保険労務士が正社員と非正規社員の均等待遇と均衡待遇の実現について、具体例を示しながら解説いたします。

14:00～15:00 **60分**
セミナー

均等待遇・均衡待遇とは？
～パート・アルバイトの方などの定着向上のために～

講師 橋本 祐治 仙台市雇用労働相談センター相談員
社会保険労務士(橋本社会保険労務士事務所)

15:00～16:00 **60分**
グループコンサルティング

セミナー後、弁護士または社会保険労務士と参加者数名によるグループに分かれ、テーマに関する質疑応答を通じて理解を深めます。

主催 仙台市雇用労働相談センター

FAXでのお申込みはこちら **022-774-1753** ホームページから申込みもできます。

会社名		業種	
ご住所			
参加者様 ご氏名		所属部署・ 役職名	
TEL		E-mail	

*申込書に記載いただいた個人情報につきましては、本セミナー(11月20日開催)の参加者把握、本センター主催の各種イベント情報提供の目的にのみ使用いたします。

**仙台市雇用労働
相談センターとは**

労務管理に関する不安や疑問を専門家(弁護士・社会保険労務士)に無料で相談できる場所です!!
新規開業直後の企業などが、雇用のルールを的確に理解し、労使紛争を未然に防止するために、各種相談サービスを提供します。(雇用労働相談センターは、国家戦略特別区域法に基づいて設置されるものです。)

